⑶　本工事は、低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前金払及び部分払の請求を妨げるものではない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　落札者の決定方法　競争参加資格の確認の通知において、技術提案等に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者の中で、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で３⑷に定める評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑹　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が採用された場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は設計図書による。

⑺　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、工事実績情報システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

⑻　専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、専任の監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求める。（入札説明書参照）

⑼　調査基準価格を下回った価格で契約する場合は、工事完成後に行う工事コスト調査にかかる資料を、発注者において公表するものとする。なお、コスト調査にかかる資料は、工事完成後30日以内に提出するものとし、提出されない場合や虚偽の記載が判明した場合は、工事成績を10点減点する。または、下請業者にしわ寄せが判明した場合や、記載内容に誤り・齟齬・乖離が判明した場合は、その程度に応じて８点から３点の範囲で工事成績を減ずる。

⑽　手続きにおける交渉の有無　無

⑾　契約書作成の要否　要

⑿　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⒀　競争参加資格確認資料のヒアリングを必要に応じて行う。

⒁　関連情報を入手するための照会窓口　４⑴に同じ。

⒂　一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加　２⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者）の「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日付国土交通省東北地方整備局副局長他７者公示）別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、近畿地方整備局総務部経理調達課（〒650―0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地　電話078―391―7576）においても当該一般競争参加資格の決定に係る申請を受け付ける。

⒃　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Eiji Naruse Vice-Director General of Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Removing work (1) of the fifth breakwater, Port of Kobe

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 19 July 2019

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　18 September 2019 (tenders brought with : 14 : 00　18 September 2019 or submitted by mail : 14 : 00　18 September 2019

⑹　Contact point for tender documentation : Kengo Matsubara Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 29 Kaigandori Chuo-ku Kobe-city, 650―0024, Japan TEL 078―391―7576

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和元年６月19日

株式会社日本政策金融公庫
管財部長　島本さゆり

◎調達機関番号　127　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等特定役務及び数量　端末環境の更新に係る調達　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和元年７月11日15時（郵送の場合は必着のこと）

⑵　提出先　〒100―0004 東京都千代田区大手町１－９－４　大手町フィナンシャルシティノースタワー　株式会社日本政策金融公庫管財部契約課　齊藤　洋　電話03―3270―1552

３　仕様書の交付

⑴　交付期間　令和元年６月19日から令和元年７月11日まで

⑵　交付方法　本公示の日から、原則として電子メールにより交付する。交付を希望する者は、次の内容の電子メールを、管財部契約課アドレス（pnbid-k@jfc.go.jp）に送信すること。

ア　電子メールの標題に、「意見招請第31―001号に関する公示に係る仕様書交付希望」と記載する。

イ　電子メールの本文に、次の内容を記載する。

①　件名「端末環境の更新に係る調達」

②　交付申請者の住所、氏名、電話番号、メールアドレス（交付申請者が法人の場合は、住所、法人名、担当部署、担当者氏名（役職）、電話番号、メールアドレス）

公庫が当該電子メールに仕様書案を添付したうえで交付申請者に返信することにより、仕様書案を交付する。仕様書案が受信できない場合又は早急な交付を希望する場合は、前２⑵の担当者まで電話連絡を行うこと。なお、窓口（前２⑵の場所）での交付を希望する場合は、交付希望日の前営業日までに前２⑵の担当者まで電話連絡を行うこと。

4　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Procurement for the design and construction of PC manegement system, 1 Set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 3 : 00 PM 11 july, 2019

⑷　Contact point for the notice : Hiroshi Saito, Property Administration Department, Japan Finance Corporation, 1―9―4 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo, 100―0004 Japan. Tel 03―3270―1552